様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	南砺市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=15543

執行機関名　南砺市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南砺市こども医療費助成に関する条例(平成16年南砺市条例第125号)によるこども医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1　第4の項 南砺市こども医療費助成に関する条例(平成16年南砺市条例第125号)によるこども医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	南砺市こども医療費助成に関する条例(平成16年南砺市条例第125号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条　この条例は、こどもの医療費の一部を保護者に助成し、その疾病の早期発見と適正な医療を確保することにより、こどもの健康の保持及び福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南砺市こども医療費助成に関する条例(平成16年南砺市条例第125号) 南砺市こども医療費助成に関する条例施行規則(平成16年南砺市規則第57号)